

第23期 第10回 農業委員会総会審議結果

開催日時	平成30年4月27日(金曜日) 午後3時00分 ~午後4時00分				
開催場所	苫小牧市役所第二庁舎 2階北会議室				
出席委員	山内 幸子	丹羽 秀則	中岡 亮太	今泉 宏治	及川 末男
	五十嵐 堅司	野村 真理子			
				計	7名
欠席委員					
議事録署名委員	山内 幸子	今泉 宏治			

審議内容

報告第1号 苫小牧市農業委員会事務局職員の任免について

平成30年3月31日付 (併任解除) 事務局長 望月 樹
 (併任解除) 事務局次長 遠藤 朗子
 (任期満了) 主査 池田 吉繁
 (任期満了) 嘱託事務員 野村 春菜
 (任期満了) 嘱託事務員 古川 恵子

平成30年4月1日付任用 (併任) 事務局長 遠藤 朗子
 (併任) 主査 池田 吉繁
 (併任) 嘱託事務員 野村 春菜
 (併任) 嘱託事務員 古川 恵子

審議結果

原案承認

報告第2号 平成30年度農業委員会費の予算について

1. 歳入

科 目	H30年度予算額	H29年度予算額	比較増減	説 明
農 業 手 数 料	28,000	28,000	0	現況証明、その他証明手数料
道 支 出 金	1,346,000	1,346,000	0	農業委員会交付金・機構集積支援事業補助金
雑 入	188,000	188,000	0	農業者年金業務委託手数料 他
市 費	4,833,000	5,207,000	▲374,000	
計	6,395,000	6,769,000	▲374,000	

2. 歳出

科 目	H30年度予算額	H29年度予算額	比較増減	説 明
報 酬	5,352,000	5,352,000	0	委員報酬
報 償 費	0	44,000	▲44,000	
旅 費	551,000	805,000	▲254,000	費用弁償、管内視察、諸会議
需 用 費	158,000	175,000	▲17,000	消耗品費
役 務 費	43,000	43,000	0	郵便料
使用料及賃借料	186,000	250,000	▲64,000	管内視察バス借上げ
負担金及交付金	105,000	100,000	5,000	農業会議、胆振地方農業委員会連合会等
計	6,395,000	6,769,000	▲374,000	

審議結果 原案承認

議案第1号 現況証明願いの下附について

番号	所在・地番	公簿地目	農地台帳地目	面積(m ²)	申請者(所有者)	願出理由	調査結果	調査委員
1	字樽前 159番148	原野	登録なし	21,469	■■■■市字■■■ ■■■■番地■ ■■■■■■■■(株) 代表取締役社長 ■■ ■■ (■■■■市■■■町 ■■丁目■■番■■■■■ ■■ ■■)	砂利採取申請のため	農地・採草放牧地以外	農業委員 中岡亮太 及川末男 野村真理子 推進委員 黒坂章 羽原吉一 山本まり子
2	字美沢 243番地 245番地 257番地	畑 畑 田	登録なし 登録なし 登録なし	3,966 5,950 2,975	■■■■市字■■■ ■■■■番地 ■■ ■■ (同上)	地目変更のため	農地・採草放牧地以外	農業委員 山内幸子 今泉宏治 五十嵐堅司 推進委員 寒河江一富 早勢光明

審議結果 原案可決

議案第2号 農地所有適格法人要件の確認について

農地所有適格法人名	確認要件			
	法人形態要件	事業要件	構成員要件	業務執行役員要件
(有)■■■■■■■	○適・否	○適・否	○適・否	○適・否
(有)■■■■■■■■■■■	○適・否	○適・否	○適・否	○適・否
(有)■■■■■	○適・否	○適・否	○適・否	○適・否
(株)■■■■■■■■■■■	○適・否	○適・否	○適・否	○適・否

※ 農地所有適格法人確認書は別紙 1

審議結果 原案可決

議案第3号 農地面積の補正について

土地の所在	地番	登記簿		現況（補正前）		現況（補正後）		面積の増減（㎡）
		地目	面積（㎡）	地目	面積（㎡）	地目	面積（㎡）	
字樽前	206番1	畑	27,252	畑	2,973	畑	12,973	10,000
				宅地	991	宅地	991	0
				山林原野	23,288	山林原野	13,288	-10,000

審議結果 原案可決

議案第4号 農用地利用集積計画の策定について
(解除条件付賃貸借による権利の設定)

整理 番号	30-1	利用権の設定を受ける者		住 所	■■■市■町■丁目■番■号
				氏名又は名称	■■ ■■
		利用権を設定する者		住 所	■■■市字■■■■■■番地
				氏名又は名称	■■ ■■
利用権を設定する土地				設定する利用権	
所 在	地 番	現況地目	面 積(m ²)	利用権の種類	内 容
苫小牧市字樽前	306番2 306番3	畑 畑	8,606 8,806 (計 17,412)	解除条件付 賃貸権	普通畑
設定する利用権				利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	
始 期	終 期	借賃(円)	借賃の支払方 法	解除条件付賃貸借	
平成30年5月1日	平成31年4月30日	■■■■■円/年 (■■■■■円/10a)	12月末迄に■ ■氏の口座に 振込み		

利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等

氏 名 又 は 名 称		性 別	年 齢	農作業従事日数		
■■ ■■		男	48歳	日		
設定を受ける土地の面積(m ²)		現に耕作又は養畜の事業に供してい る農用地の面積(m ²)		主たる経営作目		
農 地	17,412	農 地		ピーマン・大根 ・トウモロコシ		
そ の 他						
世帯員(構成員)の農作業従事及び 雇用労働力の状況			主な家畜の飼養状況		主な農機具の所有状況	
世帯員 (構成員)	農業従事者 (内15歳以上60歳未満の者)	雇用労働力 (年間延日数)	種 類	数 量	種 類	数 量
男	1人	-	-	-	トラクター 草刈り機	1台 1台
	農業専従者					
農業補助者	主として 農業に従 事する者					
女	人	従として 農業に従 事する者	(人)			

※農業経営基盤強化促進法第18条調査書は別紙 2

審議結果	原案可決
------	------

議案第5号 苫小牧市農業委員会事務局規程の一部変更について

苫小牧市農業委員会事務局規程の一部を改正する規程

苫小牧市農業委員会事務局規程（昭和58年農業委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「第20条第1項」を「第26条第1項」に改める。

第3条第2項中「主査」の次に「専任主事」を加え、同条第3項第5号を同項第6号とし、同項第4号中「又は4級」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 専任主事 4級の事務職員

第4条第4項中「主任主事」を「専任主事、主任主事」に改める。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

別紙3 苫小牧市農業委員会事務局規程新旧対照表

審議結果

原案可決

その他

(1) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の期間満了について

整理番号	29-2
利用権設定を受ける者	■■■市字■■■■■■番地■■■ 株式会社■■■■■■■■ 代表取締役 ■■ ■■■■
利用権設定をする者	■■■市字■■■■■■番地 ■■ ■■■■
利用権を設定する土地	字樽前 306 番 2 外 1 筆 17,412 m ²
設定する利用権	賃貸借権
設定の時期	平成 29 年 5 月 1 日～平成 30 年 4 月 30 日
期間満了日	平成 30 年 4 月 30 日

(2) 農地法第5条の規定による一時転用事業の完了について

許可番号	平成 29 年 3 月 31 日付け苫農委第 11 号指令
土地の貸主	■■■市字■■■■■■番地 ■■■■ ■■■■
土地の借主	■■■市字■■■■番地■ ■■■■■(株) 代表取締役 ■■ ■■■■
土地の所在	苫小牧市字樽前 150 番の内外 1 筆 15,550 m ²
転用の目的	砂利採取
転用の期間	平成 29 年 3 月 31 日～平成 30 年 3 月 30 日
事業の完了	平成 30 年 3 月 23 日
確認委員	農業委員:中岡亮太、及川末男、野村真理子 推進委員:黒坂章、羽原吉一、山本まり子

(3) 第23期第11回農業委員会総会の開催について

5月28日(月) 午後2時から開催。

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称:

主たる事務所の所在地:

記載年月日(総会承認日)		平成28年4月28日	平成29年4月28日	平成30年4月27日	
報告受理日		平成28年3月18日	平成29年3月17日	平成30年3月19日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	101(苜15)	90(苜15)	92(苜15)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	てん菜・小麦 ・スイートコーン・大豆	てん菜・小麦 ・スイートコーン・大豆	てん菜・小麦・大豆 ・加工トマト・デントコーン	
	関連事業等名	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	てん菜育成苗販売 ・農作業受託	
	その他事業名				
売上高(円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
		合計			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		4人(60)	4人(60)	6人(60)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	3人(54)	3人(54)	5人(54)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①～⑥以外の者	⑦	1人(6)	1人(6)	1人(6)	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数		1人	2人	2人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	1人	1人	2人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	1人	1人	2人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	適・○否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)			代表取締役は出資なし H29.3.22電話にて是正指導→ 29年4月の代表取締役改選時 に、出資するように手続き済	代表取締役、出資あり	
備考			H28.4.1代表取締役変更 ■■■■ → ■■■■ 取締役 → ■■■■	H29.4.1代表取締役変更 ■■■■ → ■■■■	

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称:

主たる事務所の所在地:

記載年月日(総会承認日)		平成28年3月25日	平成29年4月28日	平成30年4月27日	
報告受理日		平成28年3月14日	平成29年3月13日	平成30年3月23日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	149(苜8)	149(苜8)	149(苜8)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	競走馬	競走馬	競走馬	
	関連事業等名	競走馬の種付・販売	競走馬の種付・販売	競走馬の種付・販売	
	その他事業名	保険代理店業他	保険代理店業他	保険代理店業他	
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告			
	そ の 他 事 業	合計			
		前々回報告			
		前回報告			
		報告			
	合計				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
構 成 員 数	総数		12人(31,000)	12人(31,000)	15人(31,000)
	農地提供者	①			
	農業常時従事者	②	12人(31,000)	12人(31,000)	15人(31,000)
	農作業委託者	③			
	農地中間管理機構	④			
	市町村・農業協同組合等	⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条)	⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)		()	()	()
①～⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数		6人	6人	6人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	6人	6人	6人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	6人	6人	6人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備考					

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称:

主たる事務所の所在地:

記載年月日(総会承認日)		平成28年3月25日	平成29年4月28日	平成30年4月27日	
報告受理日		平成28年3月3日	平成29年3月27日	平成30年3月30日	
経営面積 (ha)	田				
	畑	67(苜46)	67(苜46)	67(苜46)	
	採草放牧地				
法人形態		有限会社	有限会社	有限会社	
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
事業 の 種類	農畜産物名	生乳・乳牛	生乳・乳牛	生乳・乳牛	
	関連事業等名				
	その他事業名				
売上高 (円)	農 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告 合計			
	そ の 他 事 業	前々回報告			
		前回報告			
		報告 合計			
		要件の適否	○適・否	○適・否	○適・否
	構 成 員 数	総数		5人(500)	5人(500)
農地提供者		①	1人(276)	1人(276)	1人(276)
農業常時従事者		②	4人(224)	4人(224)	4人(224)
農作業委託者		③			
農地中間管理機構		④			
市町村・農業協同組合等		⑤			
承認会社 (投資円滑化法第10条)		⑥			
議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)			()	()	()
①～⑥以外の者	⑦				
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否	
農業・ 農作業 従事 の 状 況	理事等の総数		2人	3人	3人
	うち農業に常時従事する 構成員数	⑧	2人	3人	3人
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数	⑨	2人	3人	3人
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無		有・無	有・無	有・無
	要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)					
備考		代表者変更 ■■■■ → ■■■■			

農地所有適格法人要件確認書

法人の名称:

主たる事務所の所在地:

記載年月日(総会承認日)		平成28年4月28日	平成29年11月27日	平成30年4月27日
報告受理日		平成28年3月24日	平成29年11月10日	平成30年4月2日
経営面積 (ha)	田			
	畑	1.7	1.7	1.7
	採草放牧地			
法人形態		株式会社	株式会社	株式会社
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
事業 の 種類	農畜産物名	花卉・野菜	花卉・野菜	野菜・花き(鉢物・苗物)
	関連事業等名	種子販売		
	その他事業名			
売上高 (円)	農 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
	そ の 他 事 業	前々回報告		
		前回報告		
		報告		
		合計		
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
構 成 員 数	総数	1 (6,300)	1 (6,300)	1 (6,300)
	農地提供者 ①	1 (6,300)	1 (6,300)	1 (6,300)
	農業常時従事者 ②			
	農作業委託者 ③			
	農地中間管理機構 ④			
	市町村・農業協同組合等 ⑤			
	承認会社 (投資円滑化法第10条) ⑥			
	議決権の状況 (うち市町村・農業協同組合系統 の有する議決権)	()	()	()
	①～⑥以外の者 ⑦			
要件の適否		○適・否	○適・否	○適・否
農 業 ・ 農 作 業 従 事 の 状 況	理事等の総数	1	1	1
	うち農業に常時従事する 構成員数 ⑧	1	1	1
	うち農業に常時従事し、かつ 農作業に従事する者の数 ⑨	1	1	1
	(⑨が「0人」の場合) 農業に常時従事し、かつ、農作業 に従事する重要な使用人の有無	有・無	有・無	有・無
	要件の適否	○適・否	○適・否	○適・否
要件を満たさなくなるおそれがある事実 関係(勧告した場合には、翌年に是正状 況等を記載する)				
備 考				

農業経営基盤強化促進法第 18 条 調査書

第 23 期第 10 回農業委員会総会 議案第 4 号 受付番号 番
 (利用権の設定：解除条件付貸借権設定)

譲受（借）人： ■■ ■■	譲渡（貸）人： ■■ ■■	作成者： ■■ ■■
法 18 条の条項	判断の理由	不許可に該当
第 2 項第 6 号 (解除条件)	・借人は、農業常時従事者以外の個人であり、権利の設定を受けた後において農地を適正に利用していないと認められる場合において利用権の解除をする旨の条件が附されている。	しない
第 3 項第 2 号イ (全部効率利用)	・借人の営農計画では、繁忙期には家族や知人から援助を受けられることから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第 3 項第 2 号ロ (農作業常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する者である。	適応なし
第 3 項第 3 号イ (継続的安定的農業経営)	・借人は、これまでに農地所有適格法人で従業員として農作業の経験があり、また農業協同組合の準組合員への加入済みであることから、今後安定的に耕作を行うことが見込まれる。	しない
第 3 項第 3 号ロ (法人の場合の常時従事)	・第 2 項第 6 号に規定する法人でない。	しない
第 3 項第 4 号 (権利を有する者の同意)	・利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受（借）人と譲渡（貸）人並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者はいない。	適応なし

苫小牧市農業委員会事務局規程新旧対照表

改正案	現 行
<p>(設置) 第 2 条の 2 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第 88 号以下「法」 第26条第1項の規定により委員会の職員として置く事務職員については、 職務の複雑、困難の度に基づき、1級から6級までの級に分けるものとする。 (職の設置等) 第 3 条 事務局に事務局長を置く。 2 前項に規程するもののほか、事務局に事務局次長、主査、<u>専任主事</u>、 主任主事及び主事を置くことができる。 3 次の各号に掲げる職は、当該各号に掲げる事務職員をもって補する。 (1) 事務局長 5 級又は 6 級の事務職員 (2) 事務局次長 4 級又は 5 級の事務職員 (3) 主査 3 級又は 4 級の事務職員 (4) <u>専任主事 4 級の事務職員</u> (5) <u>主任主事 3 級の事務職員</u> (6) <u>主事 1 級又は 2 級の事務職員</u> (職務) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 <u>専任主事</u>、主任主事及び主事は、上司の命を受け事務に従事する。</p>	<p>(設置) 第 2 条の 2 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第 88 号以下「法」 第 20 条第1項の規定により委員会の職員として置く事務職員については、 職務の複雑、困難の度に基づき、1級から6級までの級に分けるものとする。 (職の設置等) 第 3 条 事務局に事務局長を置く。 2 前項に規程するもののほか、事務局に事務局次長、主査、主任主事 及び主事を置くことができる。 3 次の各号に掲げる職は、当該各号に掲げる事務職員をもって補する。 (1) 事務局長 5 級又は 6 級の事務職員 (2) 事務局次長 4 級又は 5 級の事務職員 (3) 主査 3 級又は 4 級の事務職員 (4) 主任主事 3 級又は 4 級の事務職員 (5) 主事 1 級又は 2 級の事務職員 (職務) 第 4 条 (略) 2 (略) 3 (略) 4 主任主事及び主事は、上司の命を受け事務に従事する。</p>